

## 国民健康保険証を送付します

国民健康保険の保険証（被保険者証および被保険者証兼高齢受給者証）を8月1日(月)に更新します。新しい保険証は、7月下旬までに住民登録をしている住所に送付します。

有効期限は令和5年7月31日(月)です。ただし、70歳、75歳を迎える人は有効期限が異なります（保険証の期限が切れる前に、被保険者証兼高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を送付します）。

### 【70歳から74歳の人】

医療機関で支払う一部負担金の割合「2割」または「3割」が記載されています。負担割合は毎年判定し、8月1日から適用します

### 次の人は手続きが必要です

- ① 勤め先の社会保険などに加入しているが、国民健康保険の保険証が届いた  
※支払いをしなくてもよい国民健康保険税が課税されている場合があります
- ② 市外に住民登録をしている学生（マル学）の保険証を持っている  
手続きは市市民課国保年金係、各地区生活応援センター（釜石地区を除く）でできます。必要書類はお問い合わせください

国民健康保険税を滞納している世帯で「資格証明書」「短期被保険者証」に該当する場合は、個別に案内します

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎ 27-8479

## 後期高齢者医療被保険者証などを送付します

手続きが必要な場合があります。手元に届いた書類を忘れずにご確認ください。

### 送付時期

7月下旬	① 保険証（ピンク色）	有効期間 8月1日(月)～9月30日(金)
	② 限度額適用・標準負担額認定証	該当する人に送付します
9月下旬	③ 限度額適用認定証	有効期限 令和5年7月31日(月)
	④ 保険証（青色）	1、2、3割の判定を行い、送付します 有効期間 10月1日(土)～令和5年7月31日(月)

※ 10月から「2割」負担制度が創設されるため、9月下旬に再度、④保険証を送付します



① 保険証（ピンク色）  
有効期限 9月30日(金)



② 限度額適用・標準負担額認定証



③ 限度額適用認定証



④ 保険証（青色）  
有効期限 令和5年7月31日(月)

医療費受給者証（子ども医療、ひとり親医療、重度心身障がい者医療、身体障がい者3級医療費受給者証）

【対象】 各医療制度の対象世帯の人

- ・受給者証の内容を忘れずにご確認ください。特に、子ども医療の給付拡大により初めて受給者証を受け取った人はご注意ください。変更がある場合は届け出が必要です
- ・所得・受給資格が確認できない人には、手続きのお知らせを送付します
- ・所得要件などで対象外となる場合、初年度のみ、その旨をお知らせします（子ども医療費以外）

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎ 27-8491

## 国民健康保険税の税率を改正します

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて国保加入者（被保険者）が国民健康保険税を出し合い、医療費などに充てる助け合いの制度です。

釜石市は医療費水準が高く、国保収入だけでは県への納付金額を賅うことができず、このままでは大幅な赤字が見込まれます。また、県内でも1世帯当たりの国保税額が低く、県内統一税率に向けて国保税の急激な増加を抑制するために、令和4年度に税率改正を実施します。

税率の改正内容	区分(対象)	医療給付費分 (国保に加入する全ての人)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する全ての人)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (加入者の所得に対して)		7.0%	8.2%	2.5%	2.9%	2.8%	2.9%
均等割額 (加入者1人当たり)		19,400円	21,200円	5,800円	7,400円	6,900円	8,600円
平等割額 (1世帯当たり)		21,100円	21,500円	6,400円	7,500円	6,500円	6,500円

## 国民健康保険制度が改正されました

国保の加入者間の保険税負担の公平性の確保と保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険制度が見直されました。

### 課税限度額の引き上げ

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳～64歳）の合計額が世帯主に課税されます。そのうち医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられました。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	63万円	19万円	17万円
改正後	65万円	20万円	17万円

### 未就学児の均等割額を軽減します（手続きは不要です）

令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額を5割軽減します。

低所得者軽減（2割・5割・7割軽減）の適用がある場合には、軽減後の均等割額の5割を減額します。所得制限はありません。

- 注意事項**
- ・世帯主が国保に加入していない場合も、世帯主の所得は軽減判定の対象です
  - ・前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません。無収入の人や、遺族年金・障害年金のみの収入の人も必ず申告をしてください
  - ・所得更正や加入者の異動などがあった場合は、軽減判定の見直しを行うことがあります

問い合わせ 国民健康保険税について 市税務課 市民税係 ☎ 27-8481  
国民健康保険の制度・運営について 市市民課 国保年金係 ☎ 27-8479

## 後期高齢者医療保険料が改正されました

後期高齢者医療保険料は、岩手県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直す県内均一の基準です。令和4・5年度の県内の保険料が、次のとおり改正されました。

	令和2・3年度	令和4・5年度	比較
所得割率	7.36%	7.36%	変更なし
均等割額	38,000円	40,900円	2,900円の増
保険料限度額	640,000円	660,000円	20,000円の増

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎ 27-8491